

令和3年12月20日

条例第29号

人権とは、すべての人が生まれながらに持っているものであり、人間らしく生きていくために必要な誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

人間らしく、自分らしく生きていくためには、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身に付け、人権が尊重されることにより、誰ひとり取り残されることのない社会の実現に向けて主体的に行動していくことが必要です。

国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する取組が行われ、近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)などの法律が制定され、各地方自治体においても地域の実情にあわせた更なる取組が進められています。

しかし、今もなお、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、年齢などを理由とした不当な差別や暴力などの人権侵害が存在しており、これらは、国際化、情報化といった社会の急激な変化によってさらに顕在化しています。

現代社会において、一人ひとりの多様性に対する理解も深まってきていますが、一方では、これらに対し、関心を持たないことなどが要因となって、人権侵害の当事者となる可能性もあります。

南丹市では、すべての施策の基本として人権の尊重を掲げ、誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活出来る共生社会の実現に向け、まちづくりを推進してきました。

このことを実現し、さらに発展させていくためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因を正しく理解するとともにあらゆる機会や場を通じて解決に向けた展望や具体的な方針を持って取り組む必要があります。

ここに、市民一人ひとりが多様性を認めあい、共に支えあう社会を実現し、すべての人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市における人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に居住、勤務、在学又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的及び前条の基本理念を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、京都府、関係団体などとの連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に取り組まなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が行う人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市長は、人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりの実現に必要な人権施策を効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本方針を定めようとするときは、第10条第1項に規定する南丹市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(教育及び啓発の充実)

第7条 市は、市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関などと連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるため、関係機関などと連携し、相談の実施、情報の提供、その他必要な支援など体制の充実に努めるものとする。

(調査)

第9条 市長は、第1条の目的を達成するために、必要な調査を行うことができる。

(審議会の設置)

第10条 基本方針や人権施策などに関する重要な事項を審議するため、南丹市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 基本方針の策定及び変更について審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要な事項を調査、審議すること。

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、市民及び関係団体の代表者、専門的な知識を有する者、その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の報酬等の額は、南丹市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南丹市条例第74号)の定めるところによる。

8 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。